

## (仮称)第3次輪島市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、(仮称)第3次輪島市総合計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

本業務は、第2次輪島市総合計画の計画期間が令和8年度で満了することから、令和9年度以降の本市のまちづくりの指針となる(仮称)第3次輪島市総合計画の策定支援を目的とする。

計画の策定に当たっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの提案を得るため、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

※ 本プロポーザルは、令和8年第2回市議会定例会における令和8年度一般会計補正予算の成立を前提とした準備行為として実施するものであり、当該予算が否決された場合は変更し、又は中止することがある。この場合において、本市は参加者が要した費用を補償しない。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

(仮称)第3次輪島市総合計画策定支援業務

#### (2) 業務内容

(仮称)第3次輪島市総合計画策定支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月23日まで

#### (4) 提案上限額

16,885,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 本業務は、現在編成中の6月補正予算を前提としており、審議結果等により上限額が変更となる場合がある。変更の際は、市ホームページにて公表する。

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 輪島市工事等請負・委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成14年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 過去10年間(平成28年4月1日から令和8年3月31日まで)において、同種の計画策定業務を実施した実績を有すること。

- (6) 法人格を有している者であること。
- (7) 輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱(平成 18 年輪島市告示第 113 号)の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) 輪島市暴力団排除条例(平成 24 年輪島市条例第 1 号)の規定に基づく排除措置を受けていない者であること。

#### 4 スケジュール

内容	期日・期間
公募開始	5月27日(水)
質問の受付	5月27日(水)から6月3日(水)まで
質問の回答	6月5日(金)予定
参加申込書等の提出	5月27日(水)から6月10日(水)まで
参加資格審査結果の通知	6月11日(木)
企画提案書等の提出	6月12日(金)から6月29日(月)まで
プレゼンテーションの実施	7月7日(火)予定
審査結果の通知	7月8日(水)予定
契約締結	7月中旬予定

#### 5 参加申込書等の提出

本業務に参加を希望する場合は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 参加申込書(様式 1)
  - イ 業務実績書(様式 2)
  - ウ 参加申込者の概要書(任意様式。パンフレット等でも可)
- (2) 提出部数
  - 各 1 部
- (3) 提出方法
  - 持参又は郵送により提出
- (4) 提出期間
  - 令和 8 年 5 月 27 日(水)から 6 月 10 日(水)まで
- (5) 提出先
  - 輪島市企画財政部復興推進課

#### 6 質問の受付及び回答

本業務に関する質問がある場合は、質問書(様式 3)により提出すること。なお、口頭による質問の受付は行わない。

- (1) 提出方法
  - 電子メールにより提出

(2) 受付期間

令和8年5月27日(水)から6月3日(水)まで

(3) 提出先

輪島市企画財政部復興推進課

(4) 回答方法

令和8年6月5日(金)(予定)に、市ホームページ上に掲載

## 7 企画提案

参加資格審査結果の通知で参加の決定を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案提出書(様式4) 1部

イ 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本5部

ウ 工程表(様式5) 正本1部、副本5部

エ 業務実施体制表(様式6) 正本1部、副本5部

オ 業務委託料見積書(任意様式) 正本1部、副本5部

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出

(3) 提出期限

令和8年6月29日(月)午後5時(必着)

(4) 提出先

輪島市企画財政部復興推進課

(5) 留意点等

ア 提出書類のうち、イからオまでについては、自社名を入れないこと。

イ 企画提案書は、A4サイズ横書き・片とじ・両面印刷可とする。A3サイズの内紙を使用する場合は、A4サイズに折込むこと。

ウ 企画提案書は、仕様書との整合を十分に図り、輪島市の現状や課題を踏まえ、取り組む方向性に対してどのような支援ができるか等について、PRしたいポイントや提案趣旨を分かりやすく記載すること。

エ 業務委託料見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

オ 企画提案書等の提出書類は、返却しない。

カ 提案者の記述が特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負うものとする。

キ 提案書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

ク 本プロポーザルにおいて公表等が特に必要と認められる場合には、本市は提案書の一部又は全部を使用できるものとする。

ケ 見積価格が異常に低い場合等、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、提案者から説明を求め、合理的理由がないと認められた場合は、選定を留保する。

## 8 提案内容の審査・評価及び業者選定方法

- (1) 審査は、輪島市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会において行う。
- (2) 参加資格者から提出された書類に基づいて委員へのプレゼンテーションを行い、審査の結果、総得点が最も高い業者を契約候補者とする。最高点の提案者が複数であった場合は、委員の議決により契約候補者を決定する。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続を行う。
- (3) 提案が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約予定者となることができる最低基準点を満点の60パーセントとし、最低基準点に届かない場合は契約候補者として選定しない。
- (4) 審査は、別紙の評価基準に基づく評価・採点により行う。

## 9 プレゼンテーション

- (1) 実施日  
令和8年7月7日(火)予定  
開始時刻は、電子メールにて連絡する。
- (2) 実施場所  
電子メールにて連絡する。
- (3) 実施時間  
1者につき30分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)
- (4) その他  
プレゼンテーションに際しパソコンの使用は可とする。大型ディスプレイ、HDMIケーブル、延長コードは本市で用意するが、パソコンその他必要な備品は提案者で用意すること。

## 10 審査結果

審査結果は、書面で全提案者に通知するとともに、市ホームページ上で公表を行う。なお、審査結果について、質問及び異議申立ては受け付けない。

## 11 契約の締結

優先交渉権者に選定された者と企画提案書等に記載された事項に基づき仕様内容を協議し、協議が整い次第、速やかに、地方自治法施行令第167の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。

なお、協議の結果、合意に至らない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

## 12 その他

- (1) 企画提案に関する必要経費等、本プロポーザルの参加に係る諸費用は参加者の負担とする。

- (2) プロポーザル関係書類等の提出が郵送で行われる場合、不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。
- (3) この要領に定めのない事項及びこの要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

### 13 問合せ先

輪島市企画財政部復興推進課復興推進係

〒928-8525

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

電話番号 0768-23-1113

FAX番号 0768-22-9220

電子メール [kikaku@city.wajima.lg.jp](mailto:kikaku@city.wajima.lg.jp)